

新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議
第2回F U会合 事務局説明資料①
財務規律の見直しについて
令和6年7月5日

内閣府大臣官房公益法人行政担当室

Office for the Public Interest Corporation,
Cabinet Office, Government of Japan

目次

- 中期的収支均衡 . . . p 3 ~ 8
- 公益充実資金 . . . p 9 ~ 10
- 使途不特定財産規制 . . . p 11 ~ 13
- わかりやすい財務情報の開示 . . . p 14 ~ 16

※ 本資料は、各論点について、前回（令和5年11月）FU会合資料で提示した方針を基に、その後事務局で検討を進めた制度設計の詳細についての方向性を説明するものである。

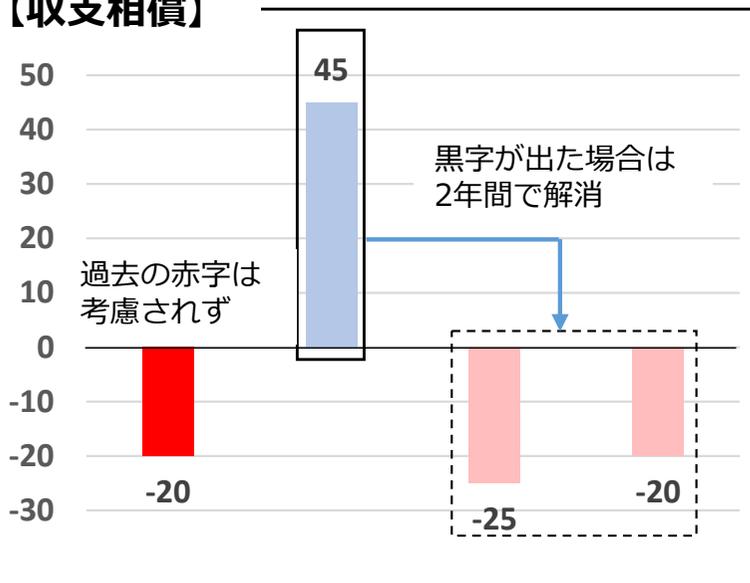
※ 資料中、公益法人会計基準に関する用語については、「令和5年度公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について」（令和6年5月）を踏まえた記載にしている。

中期的収支均衡（概要）

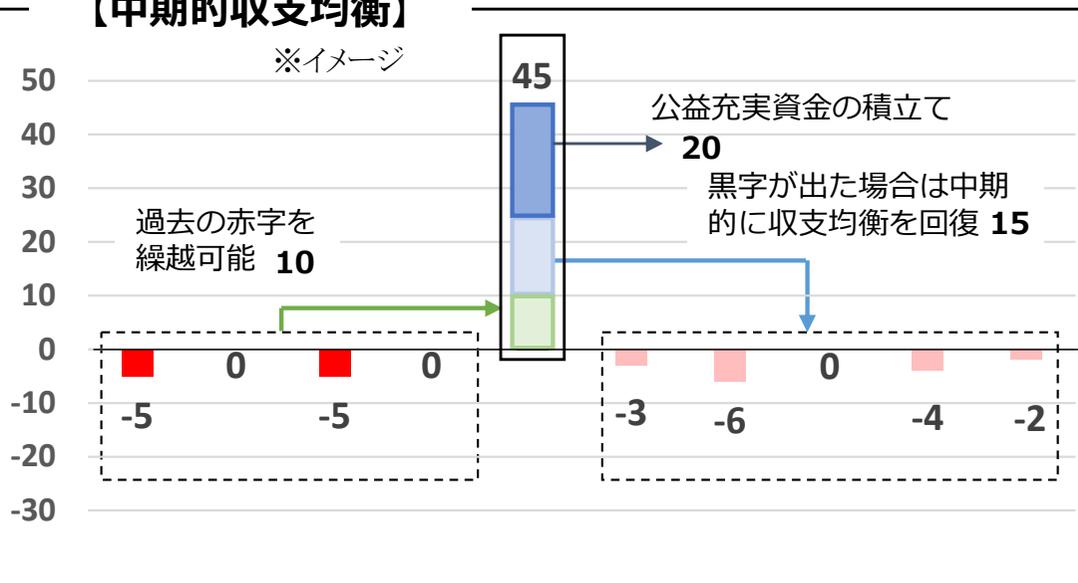
公益法人は、その公益目的事業を行うに当たっては、内閣府令で定めるところにより、当該公益目的事業に係る収入をその実施に要する適正な費用（当該公益目的事業を充実させるため将来において必要となる資金として内閣府令で定める方法により積み立てる資金を含む。）に充てることにより、内閣府令で定める期間において、その収支の均衡が図られるようにしなければならない。（改正後法第14条）

- 収支相償原則（費用を超える収入を得てはならない）を見直し、財源の有効活用という趣旨が明確になるよう収支均衡（収入を費用に充てる）を規定
- 収支均衡の判定については、単年度ではなく中期的期間（内閣府令で定める期間）で行う趣旨を明確化
- 公益充実資金（公益目的事業を充実させるため将来において必要となる資金）についてはP9

【収支相償】



【中期的収支均衡】



- ①当該事業年度の収入と費用で収支相償を判定
- ②各公益目的事業別（公1・公2単位）に収支相償（第一段階）の判定を行った上で、収益事業等からの繰入れ等を加味し公益目的事業全体で収支相償（第二段階）を判定。黒字が出た場合、当該事業の拡大等により解消
- ③判定方法については、ガイドラインで規定

- ①当該事業年度の収入と費用を算定後、過去の赤字と通算可能
- ②公益目的事業全体で収支均衡を判定。均衡を欠く状態が中期的期間（5年間）解消されない場合、中期的収支均衡が図られていないものと判定。黒字が出た場合、公益目的事業全体の拡大等により解消
- ③判定方法については、法律の規定に基づき、内閣府令で規定予定

※ 黒字・赤字の算定は新制度施行後から開始。ただし、コロナ禍における運転資金不足による借入金の返済に関し施行前の赤字の一部考慮を検討。

<改正のポイント>

収支相償
当該事業年度の収入と費用を比較
黒字が出た場合、 <u>2年間で解消</u>
<u>各公益目的事業単位</u> （公1・公2単位）に収支相償を判定
判定方法は、ガイドラインで規定

⇒

⇒

⇒

⇒

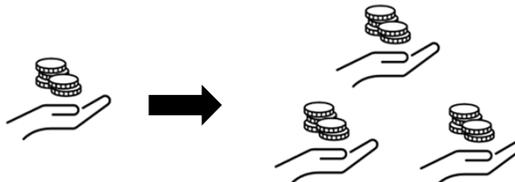
中期的収支均衡
当該事業年度の収入と費用を比較、 過去4年間で赤字があれば通算可能
黒字が出た場合、 5年間で解消
公益目的事業全体 で中期的収支均衡を判定 ※公益目的事業単位ごとの収支状況については、損益計算書内訳情報で開示し、事業構造を確認
判定方法は、内閣府令で規定。財源の有効活用という制度趣旨等をガイドラインに記載

法施行後最初に開始する事業年度から適用 → **中期的収支均衡の判定フロー（次頁から）**

<資金活用のイメージ>



事業の対価収入に頼る芸術系の法人において、公演が上手くいかず減少した収入減を、翌事業年度以降の公演の黒字で回復する



奨学金支給を行う法人において寄附金を集めるキャンペーンを行い（黒字）、翌事業年度以降、それを原資に支給を拡大する



思わぬ黒字があった場合に、より時間をかけて使途を検討し、新しい事業のために活用する

中期的収支均衡の判定フロー

令和7年事業年度から適用。新制度で単年度収支を計算し、令和7年事業年度からの黒字・赤字を翌事業年度以降に繰り越す。

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
単年度収支	-20	10	-5	8	1	10	5	-2	-1	-1	-4	-1
↓各事業年度における通算後の額 (翌事業年度への繰り越し額)												
R7	-20											
R8	-10	0										
R9	-10	0	-5									
R10	-2	0	-5	0								
R11	-1	0	-5	0	0							
R12		0	0	0	0	5						
R13			0	0	0	5	5					
R14				0	0	3	5	0				
R15					0	2	5	0	0			
R16						1	5	0	0	0		
R17						0	2	0	0	0	0	
R18							1	0	0	0	0	0

R8の黒字をR7の赤字と通算して解消
通算後に残る額を更に繰り越し

過去四年間の赤字を通算可能。
R12であればR8～11分まで通算可

R12の黒字の一部をR14の赤字で解消

発生から5年以内に黒字解消
= 中期的収支均衡

発生から5年経過した黒字が存在。
中期的収支均衡が図られていないと判定

中期的収支均衡の判定フロー

中期的収支均衡が図られているのかを確認するため、以下の計算を毎事業年度終了後に実施（財務諸表の注記等に記載することを想定）。当該事業年度=R12.4.1～R13.3.31としてシミュレーション。

STEP0. 当年度に繰り越された黒字・赤字の確認

発生事業年度	残存剰余額	残存欠損額
a R7.4.1～R8.3.31	150 円	
b R8.4.1～R9.3.31	300 円	0 円
c R9.4.1～R10.3.31	0 円	0 円
d R10.4.1～R11.3.31	0 円	0 円
e R11.4.1～R12.3.31	0 円	0 円

過去から繰り越した、解消すべき黒字（残存剰余額）、通算可能な赤字を発生年度別に確認

STEP1. 当年度の収支（黒字／赤字）の算定

法人の公益目的事業会計全体に係る収入と費用等を比較します。

		収入	費用		
公益目的事業会計の損益計算書（一般純資産に係るものに限る）の経常収益、経常費用		1,000 円	1,100 円		
減価償却費に係る調整（経常費用の控除対象）		円	△ 50 円		
公益充実資金に関する収支（当期の取崩額（公益目的事業財産の取得等に係る部分を除く）を「収入」欄に、積立額を「費用」欄に記載）		200 円	350 円		
収益事業等から生じた利益の繰入額	収益事業から生じた利益の繰入額	50 円		収入 ≥ 費用 年度剰余額 (収入－費用)	収入 < 費用 年度欠損額 (費用－収入)
	その他の事業（相互扶助等事業）から生じた利益の繰入額	50 円			
合計		1,300 円	1,400 円	A 円	B 100 円

損益計算書の一般純資産（一般正味財産）区分における経常収益・経常費用を記載

中期的収支均衡の計算上、過去、取得等の際に既に費用計上している資産についての減価償却費は、2重に費用計上しないよう、その分の減価償却費を費用額から控除

STEP2. で過去の黒字と通算

中期的収支均衡の判定フロー

STEP2. 過去の黒字・赤字との通算

年度剰余額がある場合は、残存欠損額と通算し、年度欠損額がある場合は、残存剰余額と通算します。

年度剰余額がある場合	年度剰余額	通算額 (残存欠損額)	暫定残存剰余額 (A-C)	通算した残存欠損額 の発生事業年度	b	c	d	e	
	A	C	D	通算額					円
				通算後に 残る額					円

過去の黒字との通算で
今年の赤字は零に

年度欠損額がある場合	年度欠損額	通算額 (残存剰余額)	残存欠損額 (B-F)	通算した残存剰余額 の発生事業年度	R7.4.1～ R8.3.31	R8.4.1～ R9.3.31	R9.4.1～ R10.3.31	R10.4.1～ R11.3.31	R11.4.1～ R12.3.31	
☑	B 100	F 100	G 0	残存剰余額	150	300	0	0	0	円
				通算額	100	0	0	0	0	円
				H 通算後に 残る額	50	300	0	0	0	円

古い事業年度に発生した黒字から解消（今年の赤字と通算）

STEP3. 残る黒字の解消措置

2. の通算後に暫定残存剰余額又は残存剰余額が残る場合、その額を公益目的保有財産の取得に充てること等(※)で解消することができる。【⇒解消策の内容は別様式に記載】(※)その他、コロナ禍における運転資金不足による借入金の元本返済等に充てた場合等

	R7.4.1～ R8.3.31	R8.4.1～ R9.3.31	R9.4.1～ R10.3.31	R10.4.1～ R11.3.31	R11.4.1～ R12.3.31	暫定残存剰余額(D)	
解消対象となる剰余額	50	300	0	0	0	0	円
I 解消額	50	10	0	0	0	0	円
J 翌事業年度に繰り越す残存剰余額	0	290	0	0	0	0	円

3(別紙). 解消策の内容

解消策(剰余額の使途)及びそれにいくら充てたのか(解消額)を記載してください

	解消内容	解消対象の剰余額					暫定残存剰余額(D)	
		R7.4.1～ R8.3.31	R8.4.1～ R9.3.31	R9.4.1～ R10.3.31	R10.4.1～ R11.3.31	R11.4.1～ R12.3.31		
1	公益目的保有財産として××を60円で取得	50	10					円
2								円
3								円
I	解消額合計	50	10					円

中期的収支均衡の判定フロー

STEP4. 翌年度に繰り越す黒字・赤字の算定

STEP5. 中期均衡の判定（5年経過しても解消していない黒字がないか）

翌事業年度に繰り越される黒字・赤字を基に、中期的収支均衡が図られているかを確認します。

発生事業年度	残存剰余額	残存欠損額
a R7.4.1～R8.3.31	0 円	
b R8.4.1～R9.3.31	290 円	0 円
c R9.4.1～R10.3.31	0 円	0 円
d R10.4.1～R11.3.31	0 円	0 円
e R11.4.1～R12.3.31	0 円	0 円
f R12.4.1～R13.3.31	0 円	0 円

黒字発生から5年間経過する前に解消、中期均衡クリア。

中期的な期間（5年間）における収支状況は基本的に法人の経営判断。

均衡を欠く場合には、その時点で事業構造の見直し等を求める監督措置

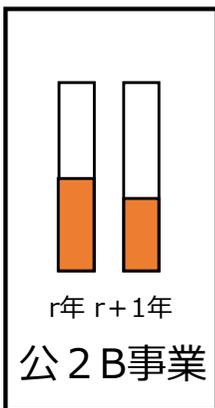
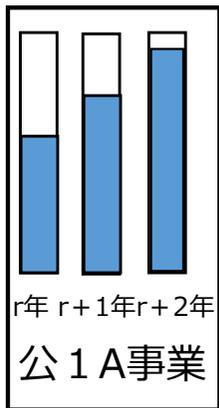
※ 収益事業等の収益の50%超を公益目的事業に繰り入れる場合は、別途の方法で算定（まず、事業費以外の公益目的事業のための資金需要・資金供給として、公益目的保有財産の取得・売却等を加味し、キャッシュベースで資金等が不足するかを確認。不足がある場合、その不足分を限度として50%超の繰入を行う。）。

公益充実資金（概要）

第1回FU会合資料
(検討を反映した修正あり)

- 資金活用について法人の経営判断を重視し、将来の公益目的事業を充実させるための資金（「公益充実資金(※)」）を規定
 - 積立て段階では本来費用計上されない公益充実資金の積立てを費用とみなす旨を規定
- (※)公益目的事業に係る「特定費用準備資金」及び「資産取得資金」を統合の上、より使いやすい制度として創設

【特定費用準備資金】

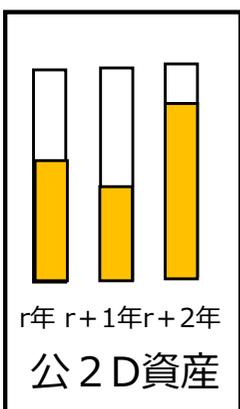
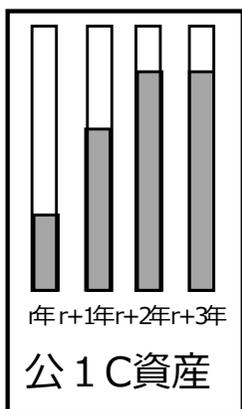


- ・各事業別に資金を積立て・管理
- ・期間は原則10年間を限度
- ・積立てを収支相償上の費用とみなす
- ・他の目的に使う場合、取り崩しが必要

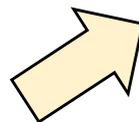


(統合)

【資産取得資金】



- ・各資産別に資金を積立て・管理
- ・積立ては原則収支相償上の費用とはみなさない
- ・他の目的に使う場合、取り崩しが必要



【公益充実資金】

※イメージ

限度額

- A事業…所要額・予定時期
- B事業…所要額・予定時期
- C資産…所要額・予定時期
- D資産…所要額・予定時期

- 積立額を収支均衡の判定上費用とみなす
- 複数目的のための一つの資金として管理（限度額の範囲内で目的変更可能）【府令】
- 透明性の向上（資金の明細を公表）【府令】

(その他)

- ・収益事業等及び法人の運営に係る特定費用準備資金・資産取得資金は変更なし
- ・公益目的事業比率算定及び遊休財産(使途不特定財産)規制上限算定における扱いは特定費用準備資金・資産取得資金から変更なし

公益充実資金の管理

特定費用準備資金・資産取得資金	
各事業別・資産別に資金を積立て管理	
各公益目的事業（公1・公2）の黒字はそれ以外の事業のためには積み立て不可	
資金の明細は各法人で備え置き	

⇒

公益充実資金	
複数目的のための一つの資金として管理	
公益目的事業間での資金融通可能。 将来の新規事業に備えた積み立ても可能	
資金の明細は各法人で公表	

⇒

⇒

公1	特定費用準備資金A	同じ公1の中での別々に資金管理。用途の変更がある場合、取り崩して積み直す手続が必要			
内容		パロック展の			
取崩額	〇〇円	残高	〇〇円	実施時期	〇年〇月

公1	資産取得資金B				
内容		パロック展のための絵画取得			
取崩額	〇〇円	残高	〇〇円	実施時期	〇年〇月

公1	特定費用準備資金C				
内容		キュレーター育成のための準備			
取崩額	〇〇円	残高	〇〇円	実施時期	〇年〇月



公1・公2の資金融通不可

公2	特定費用準備資金D				
内容		設立10周年コンサートの実施			
取崩額	〇〇円	残高	〇〇円	実施時期	〇年〇月

公益充実資金					
必要額	〇〇円	残高	〇〇円	取崩額	〇〇円

各目的の必要額から全体の必要額を積み上げ

■パロック展実施のための準備

必要額：〇〇円 実施時期〇年〇月

実施時期が到来したら、必要な分を取り崩し

■パロック展のための絵画取得

必要額：〇〇円 実施時期〇年〇月

■キュレーター育成のための準備

必要額：〇〇円 実施時期〇年〇月

■設立10周年コンサートの実施

必要額：〇〇円 実施時期〇年〇月

公1・公2の資金融通可

遊休財産規制の見直し

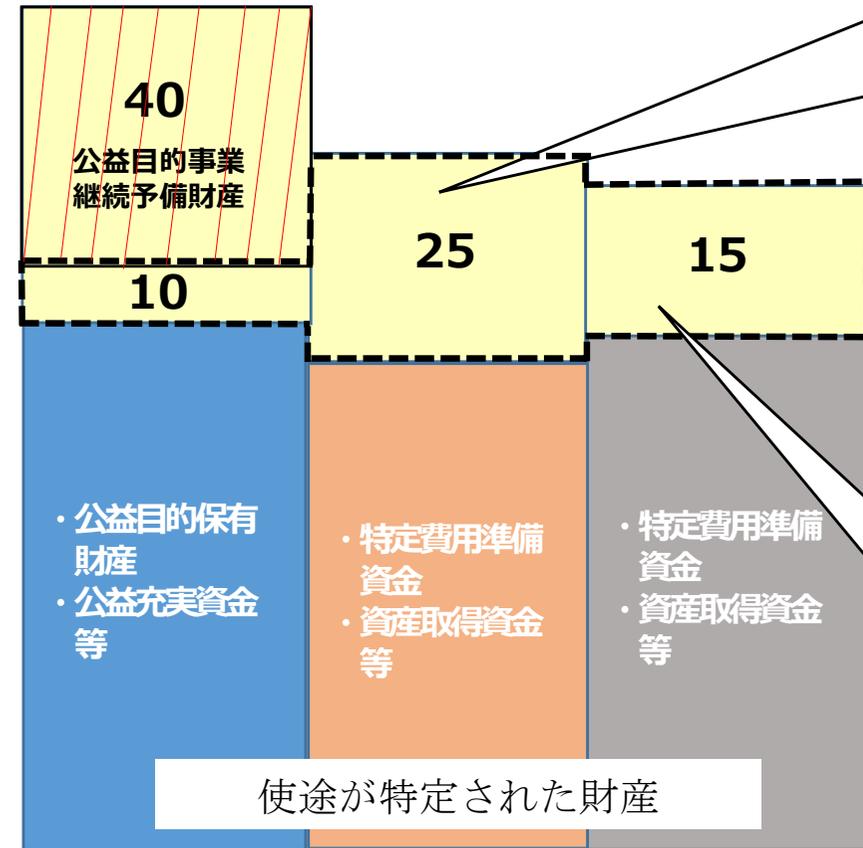
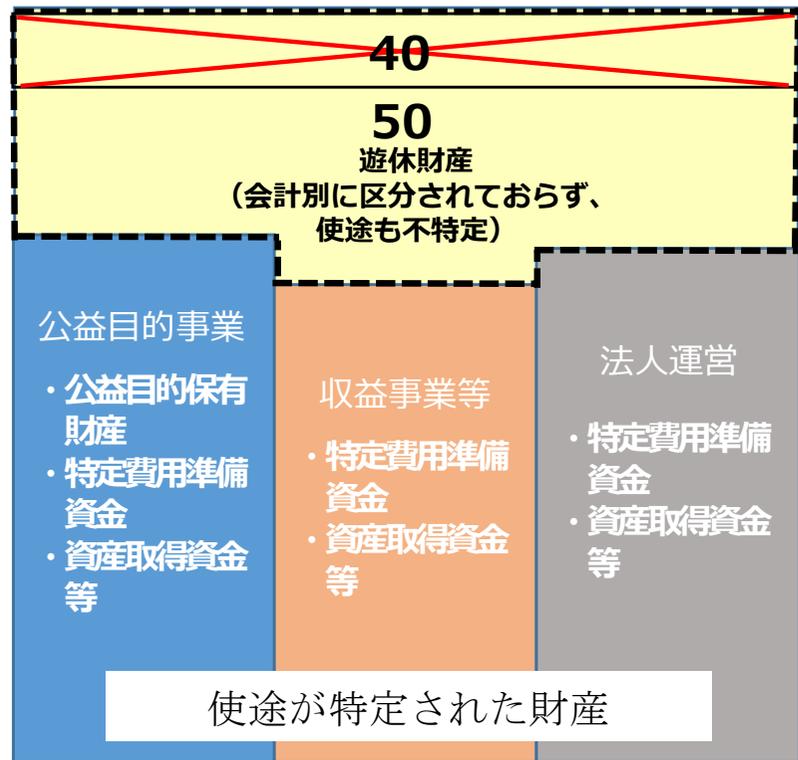
- 保有制限の対象となる使途が特定されていない財産のうち、災害等の予見し難い事由に対応し、公益目的事業を継続するために必要となる公益目的事業財産（**公益目的事業継続予備財産（予備財産）**）を、保有制限の対象から除外（＝安定した法人運営のための上限額を超過した財産の保有が法人の経営判断と説明責任で可能に）
- 保有の上限となる1年分の公益目的事業費は、過去5年間の事業費の平均額を基本とする【府令】 （法令改正イメージ）

現 状

見直し後

保有上限50、遊休財産額90
⇒ 40超過

保有上限50、一定の使途不特定財産を保有制限の対象から除外し、保有制限の対象額50
⇒ 使途不特定財産全体として上限超過可能



使途不特定財産
(会計別に区分されているが、使途は不特定)
の範囲は

全体

一定の使途不特定財産を法人の意思（公表）により、制限の対象から除外

- ・災害等の予見し難い事由に対応して公益目的事業を継続的に行うため必要（＝合理的な理由）
⇒府令で予備財産の要件として規定）
- ・公益目的事業財産である等

保有制限の対象範囲は

部分のみ

(公益目的事業会計)(収益事業等会計) (法人会計)

使途不特定財産規制

<基本的な考え方>

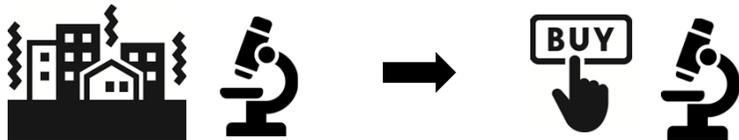
- 多種多様な法人が、自らの事業内容などに鑑み説明責任を果たすことで、必要な財産を確保できるように
- 他方、法人内部で過大な財産が蓄積され、公益のために活用されない事態は避ける必要
- 予備財産額の妥当性（予見し難い事由において公益目的事業を継続するために必要な資金額）が重要

<具体策>

- 予備財産額の妥当性を確認するため、以下が満たされていることを予備財産の要件として規定【府令】
 - ① i 法人の事業内容、ii 資産及び収支の状況、iii 法人が想定する公益目的事業の継続が困難となる事態、当該事由が発生した場合に備えたiv 平時の取組の状況その他の事情に鑑み、公益目的事業を継続的に行うための資金を保有する必要性があること
 - ② 上記の必要性に基づき、当該事由が発生した場合において、公益目的事業を継続的に行うためにv 必要な金額（必要額）が算定されていること
 - ③ 予備財産額が必要額を超えないものであること
 - ①～③の内容を毎事業年度の経過後三ヶ月以内に、法人自ら公表する必要。③については、財務諸表の注記又は附属明細書上で開示される使途不特定財産額の算定の中で明らかにする想定 ⇒ 予備財産を保有する場合の使途不特定財産額の算定プロセスのイメージ（次頁）
- ※ 法施行後最初に開始する事業年度から適用

<公益目的事業継続予備財産活用のイメージ>

※ i ~ v は、上記予備財産の要件中の項目にそれぞれ対応



i ii 高額の機器で研究を行う法人が iii 地震による機器の破損に備える
→ iv 予め緊急時においても研究機器の調達を行える調達先を確保
(例えば、首都直下地震を想定している場合は、首都圏外の調達先を探す) しておき、v 再調達価格分を限度額として算定し予備財産を保有していたため、迅速に機器を再調達し研究事業を即座に再開



i 演奏会を行う法人が iii 感染症のまん延による演奏会の開催中止及び ii 中止期間の固定費の支払いに備える
→ iv 予め演奏会事業停止時の縮小体制計画を作成し、当該体制の下で、v 一定期間最低限の事業活動を維持するための固定費分を算定し予備財産を保有していたため、法人としての存続を維持しながら、自粛要請解除後、演奏会事業を即座に再開

予備財産を保有する場合の用途不特定財産額の算定プロセスのイメージ

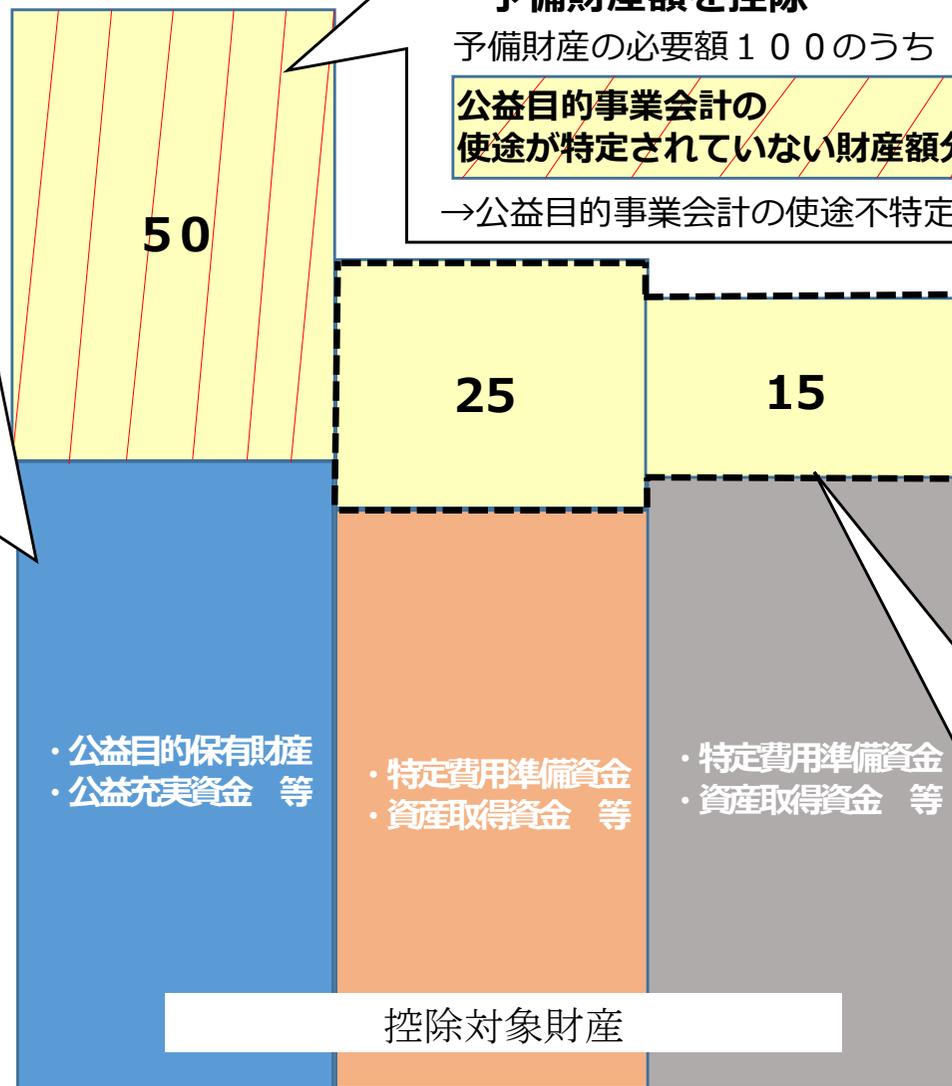
予備財産の必要額 100 (法人の多種多様な事情に鑑み、予見し難い事由において公益目的事業を継続するために必要となる資金額) の場合

① 会計区別に用途が特定されていない財産額を算定

公益目的事業会計
収益事業等会計
法人会計

それぞれにおいて、純資産額 (資産から負債を除いた額) から控除対象財産額 (対応負債を除く。) を控除し、会計区別の用途が特定されていない財産額を算定

公益目的事業会計の用途が特定されていない財産額は 50



② 公益目的事業会計の用途が特定されていない財産額から予備財産額を控除

予備財産の必要額 100 のうち

公益目的事業会計の用途が特定されていない財産額分 50 を予備財産額として控除 (※)

→公益目的事業会計の用途不特定財産額は 0

※ 公益目的事業会計の用途が特定されていない財産額 (50) が予備財産の必要額 (100) に満たないため、前者の全額を予備財産額として控除 (50-50=0)。

必要額が40の場合は、必要額まで控除 (50-40=10) となる。(11ページの図(見直し後)参照)

なお、収益事業等・法人会計の用途が特定されていない財産額から予備財産額を控除することはできない(公益目的事業会計に財産を振り替えた上での控除は可能)。

③ 用途不特定財産額の確定

用途不特定財産額は

収益事業等会計及び法人会計の 40 となる。

(用途不特定財産額が、保有上限額(前事業年度までの5年間の公益目的事業費の平均額等)を超えていないか確認)

(公益目的事業会計) (収益事業等会計) (法人会計)

公益法人は、内閣府令で定めるところにより、公益目的事業に係る経理、収益事業等に係る経理及び法人の運営に係る経理（収益事業等を行わない公益法人にあつては、公益目的事業に係る経理及び法人の運営に係る経理）をそれぞれ区分して整理しなければならない。ただし、収益事業等を行わない公益法人であつて、その行う公益目的事業の内容その他の事項に関し内閣府令で定める要件に該当するものについては、この限りでない。【改正法第19条】

現状

- 多くの法人で区分経理されておらず、公益目的事業財産が可視化されていないため、国民から見て法人の財務状況が分かりにくい
- 公益目的取得財産残額（以下、「財産残額」）算定のため、煩雑な別表Hの作成が必要。
また、財務基準への適合性を確認するため、その他多くの別表が必要となり、負担が大きい

内訳表の作成		損益計算書	貸借対照表
収益事業等を行う法人	(収益の50%超を公益目的事業に繰入)	必須 各事業も区分	必須
	(上記以外)		任意
収益事業等を行わない法人	(複数の公益目的事業を行っている)	任意	任意
	(上記以外)		任意

見直し後

- **区分経理を原則義務付け**(※一部例外あり)。**区分経理を前提として、公益目的事業財産を法令上明確化** 【現行法第18条・内閣府令第26条を整理】
(※)収益事業等を行わない法人については、区分経理することの代替措置として、法人運営のためと特定されている財産を除き、全ての保有財産を公益目的事業に使用・処分することを選択できる旨規定 【法律・内閣府令】
⇒ 財務状況の透明性向上。**国民に対する説明責任の充実**。公益のために使用されるべき**財産が公益のために使用されることを担保**
- 別表Hに代わり、**公益目的事業会計の純資産額を基礎として財産残額を算定する簡素な方式に変更** 【内閣府令】
⇒ 財産残額の算定がわかりやすくなり、負担軽減
(財務諸表（注記等）の情報を踏まえ、**財産目録**や定期提出書類別表の省略・簡素化)

会計区分別内訳(※)の作成 (※)新しい会計基準では、PL・BSの注記事項とする方向		損益計算書	貸借対照表
収益事業等を行う法人		必須 各事業も区分	必須
収益事業等を行わない法人	(複数の公益目的事業を行っている)	代替措置あり ※各事業の区分必須	代替措置あり
	(上記以外)	代替措置あり	

全法人向けの支援策

3年程度の経過措置を設けるとともに、会計区分別内訳の作成マニュアルを整備、専門家によるサポート・相談会を全国で開催、相談事例の集約・整理等も行う。

わかりやすい財務情報の開示

<基本的な考え方>

- 貸借対照表の会計区分別内訳が作成(※)され、公益法人が保有する全ての財産が公益目的事業会計、収益事業等会計又は法人会計に整理されることを踏まえ、**「公益目的事業財産」＝「公益目的事業会計」となるよう定義を見直し。**
 - 公益のために使用すべき財産の現在額が財務諸表上で可視化され、透明性が向上
 - 公益認定取消し等の際、公益目的事業会計の情報に基づき、より簡素な方法で財産残額の算定が可能(別表Hを廃止)
- (※) 区分経理を行わない法人は、法人運営のためと特定されている財産を除き、全ての財産を公益目的事業に費消しなければならない。

<具体策>

① 公益目的事業財産の定義

- 公益目的事業に関連して取得した財産及び当該財産を運用・支出・処分して取得した財産は、**全て公益目的事業財産となることを明確化**
(従前は、現物寄附に係る運用益等について明確ではなかった。)
- 上記以外の財産についても、**公益目的事業会計の資産に計上することで公益目的事業財産となる旨を規定**
 - 法人の定款又は社員総会若しくは評議員会において公益目的事業財産と定める旨の現行規定(内閣府令第26条第8号)を削除

② 他会計の財産を公益目的事業会計で費消する場合の取扱い

- 例外的に**他会計の財産を公益目的事業会計で費消する際のルールを整理**(⇒次頁)し、公益目的事業会計上の他会計に対する負債として認められる場合を明確化

③ 財産残額の算定方法

- 認定取消し等の場合には、直近事業年度の公益目的事業会計の純資産額に必要な調整を加えて財産残額を算定(⇒次頁)

<公益目的事業会計と公益目的事業財産の関係(イメージ)>

公益目的事業財産とそれ以外の財産が混在。そのため、毎事業年度作成する別表Hで公益目的事業財産(財産残額)を把握する必要

公益目的事業財産の定義が明確となり、直近の公益目的事業会計(BS)上で、公益目的事業財産(財産残額)を把握することが可能

公益目的事業会計

事業年度
1年目 2年 3年・・・事業年度
取消し直前の事業年度

取消し

公益目的事業財産

別表H

公益目的事業財産の増減を毎年把握



公益目的事業会計

取消し直前の事業年度

取消し

公益目的事業財産

別表H不要

BS
公益会計



わかりやすい財務情報の開示

<他会計の財産を公益目的事業会計で費消する場合>

公益法人は、公益目的事業を実施することを主たる目的とする法人であり、その資産を最大限活用して公益目的事業を実施することが期待されるため、**他会計の財産を公益目的事業に費消する場合は、原則として公益目的事業財産に振り替えた上で行うこととする。**

他会計の財産を公益目的事業会計に振り替えずに、他会計から公益目的事業会計への貸付（公益目的事業会計の他会計に対する負債）とすることが認められる場合

(a) 公益目的事業の一時的な資金不足に対し、他会計の財産を充てた場合

(区分経理を原則化することで、短期的な資金繰りを目的とした会計間の資金融通が想定されるため)

⇒ 財務諸表（公益目的事業会計）上に短期他会計借入等の勘定科目で表示することを規定

(b) 資金不足によって公益目的事業を継続することが困難な場合に、他会計で現に使用している財産や寄附者等により他会計における用途が定められた資金等を充てた場合

(当該財産の本来の用途に充てるため、公益目的事業会計から他会計に返済する必要があるため)

⇒ 財務諸表（公益目的事業会計）上に他会計借入等の勘定科目で表示し、別途その取引内容を記載することを規定

取引の内容：①公益目的事業を継続するための資金が不足している状況、②他会計のどの財産を公益目的事業に費消したのかを記載

<公益目的取得財産残額の算定方法>

財産残額 = 純資産額 - 認定前に取得した不可欠特定財産 ± 調整要素

【調整要素】

- 区分経理を行わない法人の場合は、法人運営のためと特定された財産額及び上記(a)(b)の場合に公益目的事業のために費消した当該財産額を純資産額から控除する。
- 非償却資産（土地等）の帳簿価額と時価の差額を財産残額に加除する。

【BS（公益目的事業会計）】

資産	負債
	純資産額
	不可欠特定財産

財産残額

※区分経理を開始した法人から適用。区分経理を行わない法人は施行から3年経過後に開始する事業年度から適用し、それまでは別表Hの作成が必要。